

平成28年度八代市後期高齢者歯科口腔健康診査事業実施について（案）

1. これまでの経緯

国は、平成26年度から口腔機能低下や肺炎等の疾病を予防するため、歯・歯肉の状態や口腔清掃状態等をチェックすることを目的に、新たに歯科健診を導入した。（後期高齢者医療制度事業実施要綱において、被保険者の歯科健康診査が新設され、国庫補助の対象となった。）このことを受けて、熊本県後期高齢者医療広域連合は、平成28年度から被保険者の歯科健診事業の導入を決定している。平成28年度からの実施に向けて、既に、熊本県歯科医師会などの関係団体等の協議が勧められ、市町村主幹課長及び担当者対象の説明会が実施されており、全市町村の同時実施が望まれている。

2. 事業主体 熊本県後期高齢者医療広域連合

事業実施については、熊本県後期高齢者医療広域連合の委託を八代市が受け、健診業務については、八代歯科医師会に再委託する。

3. 事業目的 高齢者の特性を踏まえた検査内容による歯科口腔健康診査を行うことで、口腔機能低下の予防を図り、生活習慣病や肺炎等の疾病予防・改善を目指す。

4. 対象者 後期高齢者医療制度の被保険者

※長期入院者（広域連合把握）、施設入所者（市町村で調査）は除外する。

5. 事業内容 後期高齢者歯科口腔健康診査・・・問診、歯周検査、口腔検査、指導

6. 健診費用 健診単価 3,900円（自己負担400円）

※質問・健診票の作成費用、結果通知費用、健診データ電子化、送付手数料を含む

7. 実施方法 個別を採用

8. 周知 後期高齢者医療保険証送付時に歯科健診の案内送付 市報・ホームページ・ラジオ等による周知など

9. 健診期間 7月～1月（医療機関健診での後期高齢者健診と同じにする。）

10. その他 希望者は、保険証と受診券を持参し、登録歯科医院で健診を受ける。

歯科医院は、保険証にて本人確認し、歯科健診を実施する。

（二重受診を防止するために、受診券紛失の場合は、歯科医院から保健センターへ電話により対象者確認をお願いします。）

1. 今後のスケジュール

	平成27年度			平成28年度	
	7月	10月	2月	4月	7月
方針の決定 予算措置等	●方針協議 (国保・健康推進課) (健診機関)	●予算措置		●委託契約	
周知啓発		●市報折込原稿作成(12月)	●被保険者へ周知 (健診申込み市報折込)		●保険証送付(7月) 受診券送付
健診機関	●市との協議(9月)	●実施体制の整備	●医療機関一覧作成	●市との契約 ●研修会開催	●健診実施 (7月～1月)

・基本的な事務の流れ

<p>① 業務委託契約 (広域連合 ⇒ 八代市) 毎年度4月1日付けで契約締結する。＊契約書は広域連合で作成。</p>
<p>② 業務再委託契約 (八代市 ⇒ 八代歯科医師会・国保連合会) 契約日は、毎年度4月1日付けで契約締結する。＊契約書は八代市で作成。 八代市は歯科医院との委託契約締結後、速やかに広域連合に業務の再委託内容を報告する。</p>
<p>③ 対象者への周知・案内 (市町村 ⇒ 対象者) 八代市は対象者に対し必要な周知・案内を行う。</p>
<p>④ 受診券の発行等 (八代市 ⇄ 対象者) 八代市は受診希望者へ受診券を発行する。</p>
<p>⑤ 健診の実施 (歯科医院 ⇒ 被保険者) 歯科医院は健診を実施し、受診者への結果説明、事後指導等も併せて行う。</p>
<p>⑥ 費用請求・健診データ入力 (歯科医院 ⇒ 国保連合会) 歯科医院は健診データを入力し、請求書と併せて国保連合会に送付する。 国保連合会は歯科医院からの請求後、速やかに確認・検査し支払う。</p>
<p>⑦ 費用請求・健診データ送付 (国保連合会 ⇒ 八代市) 委託料請求は、月単位で取りまとめて請求する。併せて健診データを送付する。 八代市は国保連合会からの請求後、再委託契約に基づき速やかに確認・検査し支払う。</p>
<p>⑧ 費用請求 (八代市 ⇒ 広域連合) 八代市は国保連合会からの請求に基づき請求する。 指定の検査項目に対する歯科健診費用うち自己負担額を除いた額を支払う。 広域連合は八代市からの請求後、委託契約に基づき速やかに確認・検査し支払う。</p>

・業務フロー図

